

道南有機農業ネットワーク設置要領

1 趣 旨

有機農業は、環境への負荷の低減やより安全・安心な農産物を求める消費者ニーズへの対応、消費者と連携した地産地消の推進等による農村地域の活性化など、地域農業が持続的に発展していく上で多くの可能性を有している。

このことから、有機農業の先進的な技術や情報等の交流を通じ、農業者相互の技術力・経営力の向上を図るとともに、消費者等との結びつきを強め、渡島・檜山地域における有機農業の取組の拡大に資するため「道南有機農業ネットワーク」を設置する。

2 構 成

- 1) 本会は、次の個人・個体のうち1の趣旨に賛同する者をもって構成する。
 - ア 有機農業の実践者
 - イ 有機農業に関心のある生産者
 - ウ 地域の関係機関・団体
- 2) 本会は、必要に応じて、流通関係者、消費者などの参加を求めることができるものとする。

3 事業内容

本会は、次の事項について取り組む。

- 1) 有機農業者の交流と情報交換
- 2) 有機農業技術の情報交換
- 3) 有機農業者と消費者との交流
- 4) 有機農産物の販路拡大
- 5) 有機農業の普及啓発
- 6) その他本会の目的達成に必要な事項

4 運 営

- 1) 本会の事務局は渡島総合振興局及び檜山振興局産業振興部農務課主査（企画）及び檜山農業改良普及センター主任普及指導員、主査（情報・クリン・有機）で構成する。
- 2) 本会の事業運営に対する企画や計画に対して、必要なアドバイスを受けるため、相談役を若干名、設置する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附則 この要領は、平成23年7月21日から施行する。
この要領は、平成29年8月2日から施行する。